

農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令案の概要

令和8年2月  
農林水産省

## 1 趣旨

- (1) 近時、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）によりオンライン診療受診施設が医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）に位置づけられることとされた。
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）では、農地転用や農用地区域内における開発行為に制限を設けているところ、この例外として、国又は都道府県知事等による地域振興上又は農業振興上必要性が高いと認められる施設の整備が掲げられている。ただし、同施設のうち医療法で規定される病院、診療所又は助産所の用に供する施設等の整備に当たっては、これらの施設がひとたび整備されれば周辺農地での虫食いのない廃が進展するおそれがあることやその立地に任意性があること等から、都道府県知事等との法定協議制度（協議が成立したら許可みなしとなる。）の対象としている。
- (3) したがって、今般医療法に位置づけられることとされているオンライン診療受診施設は、その施設の性質を診療所等と一にするものと考えられることから、国又は都道府県知事等が整備しようとするときも、都道府県知事等との法定協議制度の対象となるよう、省令の改正を行うものである。

## 2 改正の概要

農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第25条第3号において、転用許可不要となる国又は地方公共団体が設置する施設の例外として、医療法第2条の2第2項に規定するオンライン診療受診施設を規定する。また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第35条第3号においても同様に、許可不要となる国又は地方公共団体による農用地区域内における開発行為の例外として、医療法第2条の2第2項に規定するオンライン診療受診施設の設置に係る開発行為を規定する。

## 3 今後の予定

公布・施行：令和8年4月下旬予定